

第3次久喜市障がい者計画  
第7期久喜市障がい福祉計画  
第3期久喜市障がい児福祉計画

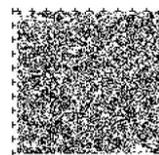
概要版



令和6(2024)年3月



久喜市  
KUKI



## ごあいさつ

本市では、平成30年3月に「第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画」、令和3年3月に「第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。



この間、障がい者による情報の取得利用や意思疎通に対する支援の促進に関する法律や、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が整備されたほか、行政機関等において義務化されていた障がい者への合理的配慮の提供が事業者にも拡大され、障がいを理由とする差別を解消する取り組みも進んでいます。

また、東京2020パラリンピック競技大会においては、スポーツを通じた様々な障がい特性の理解促進など、多様性を認め合う社会の重要性が強調されました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、聴覚や視覚に障がいのある方への情報保障や、意思疎通が難しい方へのコミュニケーション手段の確保、感染症リスクに対応したサービスの提供などの課題が浮き彫りとなり、障がい者・児の健康と安全を守りながら、社会活動に参加しやすい環境を構築することが重要視されるようになりました。

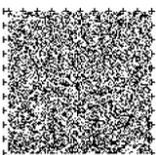
このような社会情勢を踏まえ、本市では、国の「障害者基本計画（第5次）」において示された動向や、障がい者・児を取り巻く状況、令和4年度に実施いたしましたニーズ調査を踏まえ、「第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画」を策定し、「障がい者・児及びその家族に対する地域支援体制」や「地域共生社会」等の実現に向けた取り組みを盛り込んだところです。

本計画の推進にあたりましては、前計画に引き続き「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」を基本理念とし、関係機関や関係団体等の皆様との連携や協働のもと、各種施策を実施してまいりますので、市民の皆様におかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました久喜市障がい者施策推進協議会委員の皆様、ヒアリング調査に協力いただきました各障がい者団体の皆様等、本計画の策定にあたり多大なるご協力をいただきました皆様に対し、心からのお礼を申し上げます。

令和6年3月

久喜市長 梅田修一



## 計画の位置付け

第3次久喜市障がい者計画	障害者基本法に基づき、今後の障がい者施策の基本方針を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
第7期久喜市障がい福祉計画	障害者総合支援法に基づき、各年度における障がい福祉サービス・相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第3期久喜市障がい児福祉計画	児童福祉法に基づき、各年度における、障がい児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画

## 計画の期間

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2次	第3次久喜市障がい者計画					
第6期	第7期久喜市障がい福祉計画					
第2期	第3期久喜市障がい児福祉計画					

## 計画の理念

### ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり

市に暮らす全ての人が等しく尊重され、地域社会で包容・包摂される共生社会を皆で作って上げていくために、これまでの理念「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」を踏襲するとともに、計画を推進する具体的な立場、実践・行動の理念として掲げている「社会的包摂」、「連帯」、「復権」についても継承していきます。

## 計画の視点

### (1) バリアフリー社会の実現

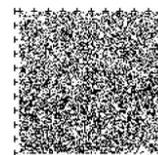
あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的・心理的バリアフリーの進展を図ります。また、障がいのある方への情報提供と意思疎通にかかる支援の充実を図ります。

### (2) 総合的な支援が受けられる地域社会の実現

障がい者やその家族・支援者の相談に的確に対応するとともに、さまざまな分野の連携を強化し、総合的な支援が受けられる地域社会の実現を目指します。

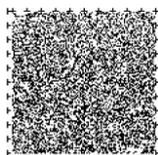
### (3) 障がい者・児を地域全体で支える体制づくり

障がい者・児の日常や災害発生時の命と生活を地域全体で支えるために、庁内関係各課の連携と、行政と市民や民間の事業者、団体等の協働による多様できめ細かく広範な取組みを進めることのできる体制づくりを目指します。



## 障がい者計画の体系

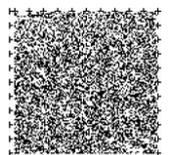
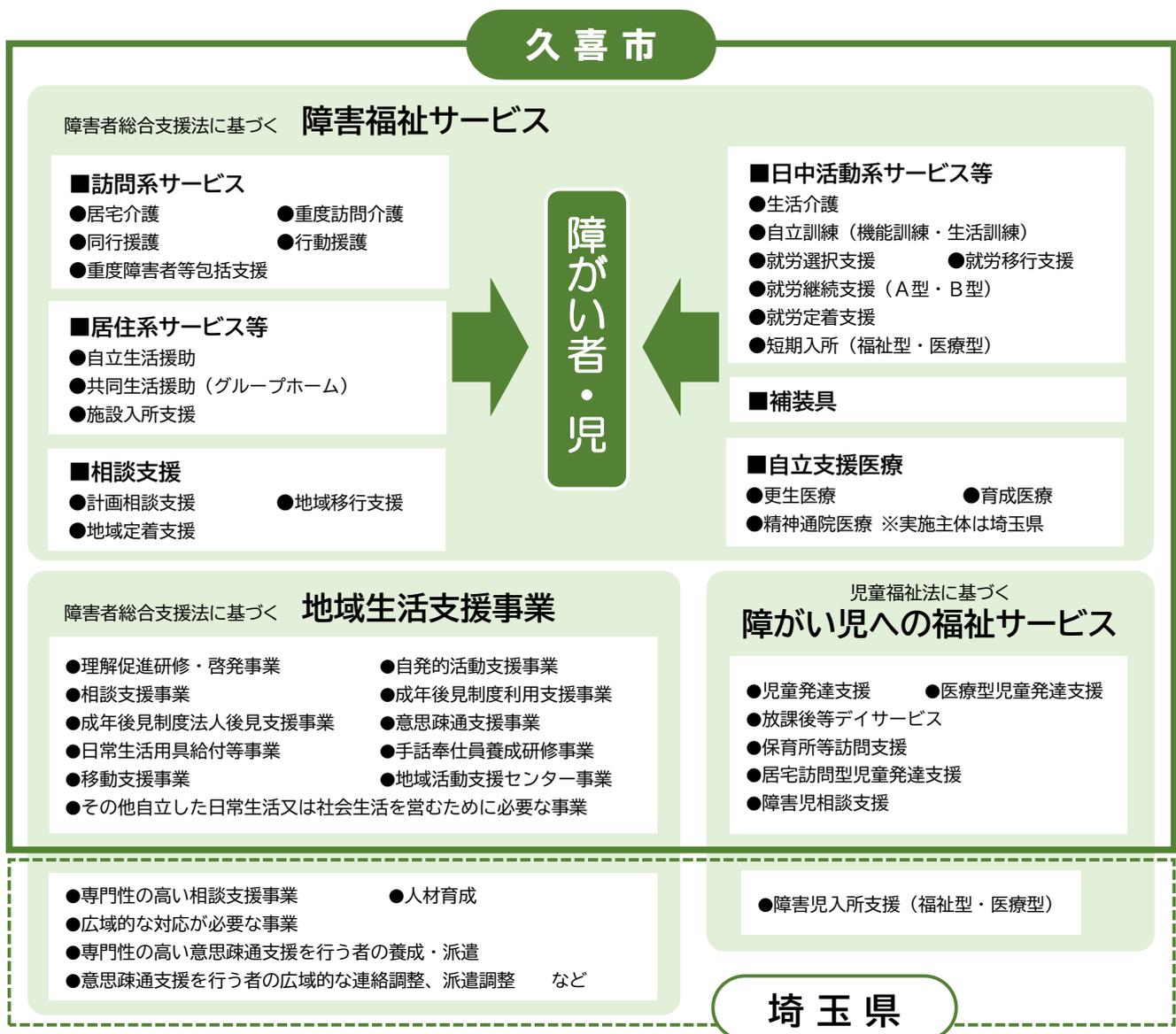
分野	施策の柱
1 権利擁護・障がい理解	(1) 心のバリアフリーの促進
	(2) 権利擁護の推進
2 地域生活支援	(1) 訪問系サービスの推進
	(2) 日中活動系サービスの推進
	(3) 居住系サービスの推進
	(4) 補装具の利用促進
	(5) 地域生活支援の推進
	(6) 自立支援の推進
	(7) 障がい児への福祉サービスの推進
3 就労支援	(1) 就労の促進
4 保健・医療	(1) 保健活動の推進
	(2) 療育体制の充実
	(3) 保健医療体制の充実
5 教育・保育	(1) 特別支援教育の充実
6 生涯学習・スポーツ・文化活動	(1) 生涯学習・スポーツ・文化活動の振興
7 生活環境	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのみちづくり
8 安全・安心なまちづくり	(1) 防災対策の強化
	(2) 防犯対策の強化
9 情報バリアフリー	(1) 情報取得環境の整備



# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行促進、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障がい福祉人材の確保・定着
- 6 障がい者の社会参加を支える取組定着
- 7 障がい児の健やかな育成のための発達支援

## 福祉サービスの体系



## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標・活動指標

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数	127人
【成果目標】 令和8年度末までの地域生活への移行者数	8人以上 (上記の約6%以上)

### ② 障がいのある方に対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	5人	5人	5人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	65人	65人	65人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新設】	10人	10人	10人

### ③ 地域生活支援の充実

#### (i) 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】 令和8年度末までの間の年1回以上の運用状況の検証・検討の実施	年1回
--	-----

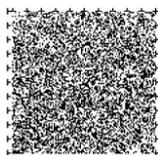
#### (ii) 強度行動障がい有者への支援体制の整備

【成果目標】 令和8年度末までの強度行動障がい者の支援体制の整備【新規】	整備に向けて検討
---	----------

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### (i) 就労移行支援等を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じ一般就労に移行した実績人数	15人
【成果目標】 令和8年度における、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じ一般就労に移行した人数	20人以上 (上記の1.28倍以上)



(ii) 就労移行支援を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労移行支援事業を通じ一般就労に移行した実績人数	8人
【成果目標】 令和8年度における、就労移行支援事業を通じ一般就労に移行した人数	11人以上 (上記の1.31倍以上)

(iii) 就労移行支援事業利用者の5割以上が一般就労へ移行した事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業修了者の5割以上が一般就労に移行した事業所の全体に占める割合	5割 (5割以上)
---	--------------

(iv) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労継続支援A型事業を通じ一般就労に移行した実績人数	7人
【成果目標】 令和8年度における、就労継続支援A型事業を通じ一般就労に移行した人数	10人以上 (上記の概ね1.29倍以上)

(v) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行

令和3年度における、就労継続支援B型事業を通じ一般就労に移行した実績人数	0人
【成果目標】 令和8年度における、就労継続支援B型事業を通じ一般就労に移行した人数	2人以上 (上記の概ね1.28倍以上)

(vi) 就労定着支援事業の利用

令和3年度における、就労定着支援事業の利用者数	17人
【成果目標】 令和8年度における、就労定着支援事業の利用者数	24人以上 (上記の1.41倍以上)

(vii) 就労定着率が7割以上の事業所の割合

【成果目標】 就労定着支援事業所のうち、令和8年度における就労定着率が7割以上の事業所の全体に占める割合	5割 (2割5分以上)
---	----------------

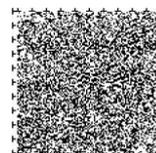
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

(i) 児童発達支援センターの設置

【成果目標】 令和8年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置	鷺宮地区に1箇所設置済
【成果目標】 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	子ども部会において構築済

(ii) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上確保	鷺宮地区に1箇所確保済
【成果目標】 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保	鷺宮地区に1箇所確保済



(iii) 医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施とコーディネーターの配置

【成果目標】 令和8年度末までに、医療的ケア児の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等に関する機関等が連携を図るための協議の実施	子ども部会において実施済
【成果目標】 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	久喜市障がい者生活支援センターに配置済

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】 令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置	設置済
【成果目標】 協議会における事例検討の実施	実施中

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	300件	300件	300件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	120回	120回	120回
個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組実施の有無	有	有	有

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への市職員の参加人数	14人	14人	14人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数	12回	12回	12回
県が実施する指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築と共有の回数	12回	12回	12回

第3次久喜市障がい者計画  
第7期久喜市障がい福祉計画  
第3期久喜市障がい児福祉計画

令和6(2024)年3月

発行:久喜市 福祉部 障がい者福祉課  
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3  
電話 0480-22-1111 (代表)  
FAX 0480-22-3319  
E-mail shogaifukushi@city.kuki.lg.jp  
URL <https://www.city.kuki.lg.jp/>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

